

国保の届け出はお忘れなく

4月は転入や転出、就職や退職など、なにかと環境の変化が多い時期です。次のようなときには、忘れずに国保の届け出をしてください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市町村から転入してきたとき	●印かん ●転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	●印かん
	職場の健康保険の扶養からはずれたとき	●職場の健康保険から抜けた事がわかる書類 (健康保険資格喪失連絡票など)
	子どもが生まれたとき	●印かん
	生活保護を受けなくなったとき	●印かん ●保護廃止決定通知書
国保から抜けるとき	ほかの市町村に転出するとき	●印かん ●保険証
	職場の健康保険に加入したとき	●印かん ●国保の保険証
	職場の健康保険の扶養になったとき	●職場の健康保険証
	生活保護を受けるようになったとき	●印かん ●保険証 ●保護開始決定通知書
その他	町内で住所が変わったとき	●変更があった方の保険証
	氏名が変わったとき	
	世帯や世帯主が変わったとき	

※保険証以外にも、**限度額適用認定証**や**医療証**（**身**子親）などをお持ちの方は、一緒に持参してください。

もし、国保加入の届け出が遅れると…

- 届け出が遅れても、保険料は国保の資格を取得した時点までさかのぼって納めなければなりません。
- 2年以上さかのぼって国保から抜ける届け出をした場合は、2年以上前に支払った保険料は還付されません。
- 本来なら国保の資格が無いにもかかわらず、誤って保険証を使用してしまったときは、国保が負担した分の医療費（7～9割分）を返納していただく場合があります。

⑧ 国民健康保険の学生特例

高校・大学・専門学校などへの修学のために真室川町から転出される方は、申請することにより、引き続き最上地区広域連合の保険証を使うことができます。

該当する方は、次のものを持参のうえ、町民課住民担当窓口でお手続きください。

●保険証 ●在学証明書（または学生証のコピー） ●印かん

学生ではなくなったとき…

卒業や就職などにより学生でなくなったときは、保険証を返還しなければなりません。世帯主または世帯員の方は、次のものをご持参のうえ、町民課住民担当窓口でお手続きください。

●国保の保険証 ●職場の健康保険証（就職したときのみ） ●印かん

●お問い合わせ先…………町民課 住民担当 ☎62-2111（内線233）
最上地区広域連合 ☎29-6111